



# 大津市公報

平 成 26 年 12 月 1 日  
第 2 1 6 7 号

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
135	大津市公印規則の一部を改正する規則..... 1
136	大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
<b>告 示</b>	
271	平成13年告示第43号(公共工事の発注の見通しに関する事項の公表に係る公衆の閲覧に供する方法について)の一部改正..... 2
272	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新について..... 2
273	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について..... 2
274	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定について..... 2
275	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について..... 3
276	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定について..... 3
277	生活保護法による指定介護機関の指定等について..... 3
278	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定等について..... 4
279	平成21年告示第47号(路上喫煙等禁止区域の指定について)の一部改正..... 5
<b>公 告</b>	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	消防法に基づく命令に関する公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	消防法に基づく命令に関する公告..... 6

## 規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年12月1日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第135号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則(昭和48年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表滋賀県大津市長之印の部1の款3の項中「小児慢性特定疾患医療受診券用」を「小児慢性特定疾病医療受給者証用」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年12月1日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第136号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年規則第150号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の表第 19 条第 1 項第 3 号の項中「共同施設」の次に「又はエレベーター、」を、「階段」の次に「、エレベーター」を加え、「に係る水道、下水道及び電気の使用料」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**大津市告示第 271 号**

平成 13 年告示第 43 号（公共工事の発注の見通しに関する事項の公表に係る公衆の閲覧に供する方法について）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 12 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 項第 1 号中「<http://www.city.otsu.shiga.jp>」を「<http://www.city.otsu.lg.jp>」に改める。

**大津市告示第 272 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成 26 年 12 月 1 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	更新年月日
ヤマグチ薬局明日都店	大津市浜大津四丁目 1 番 1 号明日都浜大津 1 F	育成医療及び更生医療	薬局	平成 26 年 11 月 1 日
すばる薬局	大津市本丸町 3 番 8 - 1 号	育成医療及び更生医療	薬局	平成 26 年 11 月 1 日
河野薬局	大津市本堅田五丁目 20 番 10 号アルプラザ堅田店 1 F	育成医療及び更生医療	薬局	平成 26 年 11 月 28 日

**大津市告示第 273 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成 26 年 12 月 1 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
アイセイ薬局唐崎店	大津市蓮池町 14 番 25 号	育成医療及び更生医療	薬局	平成 26 年 10 月 1 日
ウエルシア薬局大津木の岡	大津市木の岡町 51 番 1 号	育成医療及び更生医療	薬局	平成 26 年 11 月 1 日
ジップドラッグ唐崎薬局	大津市見世二丁目 19 番 55 号	育成医療及び更生医療	薬局	平成 26 年 11 月 1 日

**大津市告示第 274 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者として、次のものを指定した。

平成 26 年 12 月 1 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所番号
ブリッジ	大津市真野二丁目27番1号	株式会社ドリーム	大津市真野二丁目27番1号	平成26年11月1日	2530100151

大津市告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成26年12月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
おーきにケア	大津市木下町14番4号	株式会社おーきに	大阪府大東市平野屋新町1番44号	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	平成26年11月30日	2510101245

大津市告示第276号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として、次のものを指定した。

平成26年12月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所番号
ブリッジ	大津市真野二丁目27番1号	株式会社ドリーム	大津市真野二丁目27番1号	平成26年11月1日	2570100285

大津市告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更又は廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月1日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
NPO法人タイゴ湖乃美介護相談室	大津市皇子が丘一丁目15番3号	特定非営利活動法人タイゴ	大津市皇子が丘一丁目15番3号	居宅介護支援	平成26年10月1日

2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
(変更前) ケアプランセンター和み	(変更前) 大津市和邇北浜110番地	株式会社六匠	大津市大萱一丁目9番8号	居宅介護支援	平成26年11月1日
(変更後) ケアプランセンター和	(変更後) 大津市山百合の丘5番1号				

(変更前) デイサービス 和み	(変更前) 大津市和邇北浜110 番地	株式会社六匠	大津市大萱一丁目 9番8号	通所介護・介 護予防通所介 護	平成26年 11月1日
(変更後) デイサービス 和	(変更後) 大津市山百合の丘 5番1号				

## 3 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社井筒ホールディングス びわこ楽園ケア センター	大津市下阪本一丁 目29番9号	株式会社井筒ホ ールディングス	京都市中京区烏丸 通夷川上る少将井 町240番地京都商 工会議所ビル403 号室	居宅介護支援	平成26年 7月31日

## 大津市告示第278号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更又は廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月1日

大津市長 越 直 美

## 1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の所在地	サービスの種類	指定年月日
NPO法人タイ ゴ湖乃美介 護相談室	大津市皇子が丘一 丁目15番3号	特定非営利活動 法人タイゴ	大津市皇子が丘一 丁目15番3号	居宅介護支援	平成26年 10月1日

## 2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の所在地	サービスの種類	変更年月日
(変更前) ケアプランセ ンター和み	(変更前) 大津市和邇北浜 110番地	株式会社六匠	大津市大萱一丁目 9番8号	居宅介護支援	平成26年 11月1日
(変更後) ケアプランセ ンター和	(変更後) 大津市山百合の丘 5番1号				
(変更前) デイサービス 和み	(変更前) 大津市和邇北浜 110番地	株式会社六匠	大津市大萱一丁目 9番8号	通所介護・介 護予防通所介 護	平成26年 11月1日
(変更後) デイサービス 和	(変更後) 大津市山百合の丘 5番1号				

## 3 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社井筒ホールディングス びわこ楽園ケア センター	大津市下阪本一丁 目29番9号	株式会社井筒ホ ールディングス	京都市中京区烏丸 通夷川上る少将井 町240番地京都商 工会議所ビル403 号室	居宅介護支援	平成26年 7月31日

大津市告示第279号

平成21年告示第47号（路上喫煙等禁止区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成26年12月1日

大津市長 越 直 美

「http://www.city.otsu.shiga.jp」を「http://www.city.otsu.lg.jp」に改める。

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成26年11月21日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
草津市下物町22番地の6 株式会社BE開発 代表取締役 西村 毅	開発区域 大津市大將軍一丁目字小柵木 740番1、741番2、同番3の 一部、743番2、744番12の一 部、同番14の一部、同番18及 び745番4並びに上記地先大 津市普通河川等 開発行為に関する工事の区域 大津市大將軍一丁目字小柵木 740番2、741番3の一部、 744番3の一部、同番12の一 部、同番13の一部、同番14の 一部、同番15の一部及び745 番2の一部並びに上記地先大 津市道及び大津市普通河川等	開発区域 2,950.14㎡ 開発行為に関する工事の区域 137.70㎡	平成26年 11月19日	第1210号

（平成26年11月21日揭示済）

消防法に基づく命令に関する公告

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の3第1項の規定により、次のとおり危険物の貯蔵所の使用の一時停止を命じたので、同条第2項において準用する同法第11条の5第4項の規定により公告する。

平成26年11月21日

大津市長 越 直 美

- 1 貯蔵所の設置場所 大津市南比良501番地
- 2 貯蔵所の区分 移動タンク貯蔵所
- 3 使用停止命令期間 移動タンク貯蔵所の破損している仕切弁が正常に機能し、危険物の誤注油が再度発生するおそれなくなったことを確認するまでの間
- 4 命令の対象者 大津市南比良520番地 野々口石油株式会社 代表取締役 野々口 正人
- 5 命令を行った期日 平成26年11月21日

（平成26年11月21日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条

第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成26年11月25日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市富士見台2番5号 森田住宅株式会社 代表取締役 森田 豊	開発区域 大津市別保三丁目字檀田739番1、1676番1の一部、1677番及び1680番並びに同町字相模海道1466番7の一部並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等 開発行為に関する工事の区域 大津市別保三丁目字相模海道1466番2の一部及び1467番2の一部並びに同町字檀田1676番3の一部及び1679番の一部並びに上記地先大津市道、大津市法定外道路及び普通河川等	開発区域 2,914.13m <sup>2</sup> 開発行為に関する工事の区域 133.77m <sup>2</sup>	平成26年 11月20日	第1211号

(平成26年11月25日揭示済)

#### 消防法に基づく命令に関する公告

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の3第1項の規定により、次のとおり危険物の貯蔵所の使用の一時停止を命じたので、同条第2項において準用する同法第11条の5第4項の規定により公告する。

平成26年11月26日

大津市長 越 直 美

- 1 貯蔵所の設置場所 大津市下阪本一丁目字寺田743番地の4
- 2 貯蔵所の区分 移動タンク貯蔵所
- 3 使用停止命令期間 移動タンク貯蔵所の損傷箇所を改修し、安全が確認できるまでの間
- 4 命令の対象者 大津市本堅田三丁目5番5号 藤本石油株式会社 代表取締役 藤本 登
- 5 命令を行った期日 平成26年11月25日

(平成26年11月26日揭示済)